大阪府資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第１項の規定に基づき、大阪府資源管理方針を次のように定めたので、同条第６項の規定に基づき公表する。

　令和２年１２月　１日

　令和３年　６月２２日　改正

　令和３年１２月２２日　改正

　令和６年　２月　７日　改正

　令和６年１２月２４日　改正

令和７年　３月１８日　改正

大阪府知事　吉村　洋文

大阪府資源管理方針

第１　資源管理に関する基本的な事項

１　漁業の状況

本府の海面漁業は、令和４年の生産量で２万トン、生産額は４８億円であり、全国的には３０位前後に位置している。また、漁業就業者数は、約７９０人であり、大阪湾南部沿岸地域において、水産業は極めて重要な産業となっており、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

２　本府の責務

本府は、漁業法（以下「法」という。）第６条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本府の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第１項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第２　特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理

区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

1. 水域
2. 対象とする漁業
3. 漁獲可能期間

第３　特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

　１　漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

　２　留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

　３　数量の融通

　　　年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記１及び２の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第４　知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第５　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

　　　また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

２　特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

３　漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第６　その他資源管理に関する重要事項

１　漁獲量等の情報の収集

1. 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を

把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

1. 漁獲量等の情報は、法第26条第１項又は第30条第１項の規定による漁獲可能量

による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第１項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第１項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

　２　資源管理の進め方

　　　新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

３ 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の

一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を

検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有

効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証

の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成してい

ないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

４　遊漁者に対する指導

　遊漁者に対し、資源管理基本方針及び大阪府資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第７　大阪府資源管理方針の検討

法第14条第８項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね５年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも５年ごとに見直しを行うものとする。

第８ 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙１－１ まいわし太平洋系群」から「別紙１－７ ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は別紙２に、法第11条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙３－２ いわししらす」から「別紙３－２３　まだこ 大阪府海域」に、それぞれ定めるものとする。

別紙１－１

第１　特定水産資源

　　　まいわし太平洋系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

　１　大阪府まいわし漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

　　 ②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

　 大阪府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

③　漁獲可能期間

周年

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

　　　国から配分された全量を大阪府まいわし漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。漁獲努力量管理の一環として、当該漁業に係る隻数は、大阪府漁業調整規則に係る許認可方針に定める内容により制限する。

別紙１－２

第１　特定水産資源

まあじ

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

　１　大阪府まあじ漁業

1. 当該知事管理区分を構成する事項
2. 水域

　　 　②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

1. 対象とする漁業

大阪府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

1. 漁獲可能期間

周年

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

　　　国から配分された全量を大阪府まあじ漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。漁獲努力量管理の一環として、当該漁業に係る隻数は、大阪府漁業調整規則に係る許認可方針に定める内容により制限する。

別紙１－３

第１　特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

　１　大阪府くろまぐろ（小型魚）漁業

（１） 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第１条第１項第１号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

　　　　大阪府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

1. 漁獲可能期間

周年

（２）　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

　　　　陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

　　②　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

　　　　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

　　　全量を大阪府くろまぐろ（小型魚）漁業区分に配分するものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の７割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙１－４

第１　特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

　１　大阪府くろまぐろ（大型魚）漁業

1. 当該知事管理区分を構成する事項
2. 水域

中西部太平洋条約海域

1. 対象とする漁業

　　 大阪府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業

1. 漁獲可能期間

周年

（２）　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

1. 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

　　　　陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

　　②　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

　　　　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

　　　全量を大阪府くろまぐろ（大型魚）漁業区分に配分するものとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の７割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙１－５

第１　特定水産資源

　　　まさば及びごまさば太平洋系群

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

　１　大阪府まさば及びごまさば漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

　　 ②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

　 大阪府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

③　漁獲可能期間

周年

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

　　　国から配分された全量を大阪府まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。漁獲努力量管理の一環として、当該漁業に係る隻数は、大阪府漁業調整規則に係る許認可方針に定める内容により制限する。

別紙１－６

第１　特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙において同じ。）

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

　１　大阪府かたくちいわし漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

　　 ②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

　 大阪府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

③　漁獲可能期間

周年

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

　　　国から配分された全量を大阪府かたくちいわし漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。漁獲努力量管理の一環として、当該漁業に係る隻数は、大阪府漁業調整規則に係る許認可方針に定める内容により制限する。

第５　その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙１－７

第１　特定水産資源

ぶり

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

　１　大阪府ぶり漁業

（１）当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

　　 ②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

　 大阪府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③　漁獲可能期間

周年

（２）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

　　　国から配分された全量を大阪府ぶり漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。漁獲努力量管理の一環として、当該漁業に係る隻数は、大阪府漁業調整規則に係る許認可方針に定める内容により制限する。

第５　その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙２

　該当なし

別紙３－１　（削除）

別紙３－２

第１　水産資源

いわししらす （かたくちいわし瀬戸内海系群及びまいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、瀬戸内海機船船びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）を平成30～令和4年の平均水準以上に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

また、いわししらすを漁獲対象とする漁業について、いわししらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－３

第１　水産資源

いかなごしらす （いかなご瀬戸内海東部系群の稚仔魚）

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－４

第１　水産資源

さわら 瀬戸内海系群

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－５

第１　水産資源

すずき 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、「海面漁業生産統計調査」において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（２０１トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－６

第１　水産資源

まだい 瀬戸内海東部系群

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－７

第１　水産資源

ひらめ 瀬戸内海系群

第２　資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案以上に維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－８

第１　水産資源

かれい類（めいたがれい・まこがれい等） 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、大阪府の漁獲量調査において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（２４トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－９

第１　水産資源

した類（いぬのした、あかしたびらめ、こうらいあかしたびらめ等） 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、大阪府の漁獲量調査において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（１４５トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－１０

第１　水産資源

きじはた［あこう］ 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、大阪府の漁獲量調査において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（２トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－１１

第１　水産資源

くろだい 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、「海面漁業生産統計調査」において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（２００トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－１２　（削除）

別紙３－１３

第１　水産資源

まるあじ 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、「海面漁業生産統計調査」において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（７トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－１４

第１　水産資源

めばる類（しろめばる、くろめばる、あかめばる） 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、大阪府の漁獲量調査において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（０．５トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－１５

第１　水産資源

まあなご 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、「海面漁業生産統計調査」において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（１２トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－１６

第１　水産資源

はも 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、大阪府の漁獲量調査において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（３８トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－１７

第１　水産資源

たちうお 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、「海面漁業生産統計調査」において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（１４４トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－１８

第１　水産資源

えび類（くまえび、くるまえび、よしえび等） 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、大阪府の漁獲量調査において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（７２トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－１９

第１　水産資源

しゃこ 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、大阪府の漁獲量調査において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（１９トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－２０

第１　水産資源

がざみ 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、大阪府の漁獲量調査において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（１７トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－２１

第１　水産資源

貝類（あかがい、とりがい等） 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、「海面漁業生産統計調査」において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（３６トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－２２

第１　水産資源

いか類（こういか、あおりいか、しりやけいか等） 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、大阪府の漁獲量調査において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（７６トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし

別紙３－２３

第１　水産資源

まだこ 大阪府海域

第２　資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、「海面漁業生産統計調査」において集計される漁獲量を平成29年～令和３年の平均水準（８０トン）以上に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に大阪府漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第４　その他資源管理に関する重要事項

特になし